

## 会議等報告書

会議等の名称	令和2年度第3回あんジョイプラン9（第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画）策定委員会
主催	高齢福祉課
日時	令和2年11月16日(月)午後1時30分から午後2時40まで
場所	本庁舎3階 大会議室
傍聴人	7名
内容	別添会議資料のとおり

典礼：介護保険係長

・欠席委員の報告

### 1 会長あいさつ

安城市では、老人福祉法上の「高齢者福祉計画」と介護保険法上の「介護保険事業計画」を合わせた計画を「あんジョイプラン」と呼んでいる。

本日は、主に第5章から第7章までについての説明と、パブリックコメント制度による意見募集についての説明となる。あんジョイプラン9計画書案を、パブリックコメントに出して良いかを含め、審議をお願いしたい。

### 2 議題

(1) あんジョイプラン9原案について（承認事項）

(事務局)

前回策定委員会までに第1章から第5章の途中まで原案を提示した。本日は第5章の途中から、第6章、第7章について説明する。議題1の説明は全体を通すと長くなるため、まず前回まで提示した原案の変更・追加部分について説明した後、第5章の説明をする。その後、残りの第6章、第7章について説明する。

#### ◆ 第1から第5章の途中まで

前回策定委員会までに提示した原案の変更・追加部分について以下のとおり説明。

- ・第1章 資料7ページ SDGsの記載を追加。
- ・第2章 人口、認定者数について10月1日時点の数値が出たため数値を差し替えた。
- ・第3章 資料17ページ 前回策定委員会での意見を受け「新しい生活様式」の記

載を追加。

・第4章 資料29ページ以降 幹事会・作業部会の委員からの意見を受け、一部文言を修正した。大きな変更ではない。

・第5章 資料80ページ リハビリテーションの目標を追記した。また、表及びグラフの人口、認定者数を10月1日時点のデータに差し替えた。

#### ◆第5章 サービス見込み量推計・保険料の算定

・資料92～105ページ

(資料のとおり説明)

なお、介護保険料の基準額は現時点での暫定値。今後、厚生労働省による介護保険サービスの報酬改定が予定されており、介護報酬が増額又は減額する。それに伴い、総給付費も増減し、介護保険料の基準額が変わるのでご承知おきいただきたい。

確定した保険料は令和3年2月9日の策定委員会でお示しする。

#### 【意見・質疑応答】

(会長)

一般的には2025年問題と言われ、2025年が高齢化のピークとされているが、計画書では2040年がピークとなっている。安城市独自の推計か。

(事務局)

安城市は団塊ジュニア世代の人口が多く、それが特徴と言える。2040年は、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者になる時期である。

(会長)

特に意見がないようなので、次の説明をお願いしたい。

#### ◆第6章 施設整備計画

資料106、107ページ

ここでは、整備する施設のみを説明する。整備する施設は、要介護3以上の常時介護を必要とする要介護認定者の受け皿として「特別養護老人ホーム」、認知症の症状などにより、在宅介護の継続が困難な要介護認定者の受け皿として「認知症高齢者グループホーム」を計画している。

(以下、各施設の整備数について資料の通り説明)

## ◆第7章 計画の推進

(資料の通り説明)

### 【意見・質疑応答】

(会長)

施設を増やすのは良いが職員が足りるのかという指摘が以前からある。市の施策は何かあるか。

(事務局)

介護人材の確保は国からも強い要請がある。本市では、あんジョイプラン9において介護人材確保・離職防止の施策を講じる。具体的な事業内容については、資料68、69ページ記載のとおり、介護人材確保に関する意見交換会の実施、多様な人材確保に向けた支援、介護の職場環境改善支援の3つを新規事業として実施し、介護関連資格の取得については、補助対象資格を拡充する見込み。

(会長)

パブリックコメントの案として議題1について承認していただけるか。

異議等なしのため、議題1について承認された。

(2) パブリックコメント制度による意見募集について (報告事項)

(事務局)

(資料のとおり説明)

### 【意見・質疑応答】

(会長)

- ・市公式ウェブサイトでも計画書案を見ることはできるか。
- ・個別の団体や、施設には直接送ることはしないか。

(事務局)

- ・市公式ウェブサイトでも計画書案を見ることは可能。
- ・個別には送らないが関係機関には周知する。

(会長)

高齢者の団体などはインターネット使用が難しい人がいるかもしれないので配慮いただきたい。

### 3 野口顧問講評

議題が承認されたことを踏まえて気づいたことを述べる。

第8期の介護保険料の基準額が、第7期から10円の上昇に抑えることができたのは良いことである。その上で、この保険料の中には、整備を計画している特別養護老人ホームの120床分に係る介護給付費が含まれているか。また、サービスのニーズ量を見込み介護保険料を想定していると思うが、政策的な意図を持って保険料基準額を抑えたのか。

というのも、この計算式で介護給付費を見込むと、もっと介護給付費が増えるはず。今後は、従来のように介護サービスの見込み量を積み上げて介護保険料を算出する方法では、住民の意思に基づいた介護保険料にはならないと思われる。

介護保険サービスの報酬単価については、厚生労働省は増額を希望しているが、財務省が報酬増額の許可をなかなか出さない。そのため、介護人材の育成・離職防止の課題を、介護報酬アップでカバーすることは難しい。

現在、医療、介護、福祉を担っている人達の労働環境を改善していくためには、行政による支援（公助）が必要なので、研修の内容をよく検討して実効性のある施策にして欲しい。

聞くところによると、介護人材を斡旋する業者の中には、相当な額を対価として求めているところもあり、施設や介護事業所に人が集まらない。集まってもすぐに辞めてしまう。こうした状況であるため、介護人材が定着できるように施策を考える必要がある。

新型コロナウイルスの第3波が到来しており、with コロナの状況がこれからも続く。自粛生活も長くなり、健康面での影響や、高齢者の孤立が一層進むと予測されるので、健康を増進していくことを全面に出す必要がある。介護予防・生活支援は、介護保険の中では重要だが、あんジョイプランは高齢者福祉計画でもあるので、高齢者福祉計画の中で積極的に健康増進に力を入れる計画にしてみてもどうか。

基本目標の並び方として、「2 地域における支え合いと社会参加の推進」を前に出した方がアピールしやすいのでは。

○福祉部長あいさつ

慎重に審議していただきありがとうございました。今後、最終的な確認を行い、パブリックコメントを実施していく。

また、担当からも説明があったように、介護保険料基準額は暫定値である。最終的な介護保険料は、厚生労働省の報酬改定の内容を反映して決定する。また、パブリックコメントでいただいた意見と合わせ、次回の策定委員会で最終案を提示する。

委員の皆様には引き続き広い視野でご意見をいただきたい。